

## 経済法判例研究

東北大学経済法判例研究会

### 10 ブラウン管事件最高裁判決

最判平成 29 年 12 月 12 日 (平成 28 年 (行ヒ) 第 233 号) 民集 71 巻掲載予定

#### 【事実】

テレビ用ブラウン管について、東南アジア地域で最低目標価格等を設定する旨の合意が行われた(「本件合意」と呼ぶ)。我が国ブラウン管テレビ製造販売業者は、本件ブラウン管テレビ製造販売業を統括しており、本件合意を行った事業者の中からブラウン管取引の購入先を選定し、重要な取引条件の大枠を自ら直接交渉・決定して、東南アジア地域に置いた現地製造子会社等に購入を指示していた<sup>(1)</sup>。現地製造子会社等は、その指示にしたがって本件ブラウン管を購入し、引渡しを受け、現地でブラウン管テレビを製造し、その大部分を我が国ブラウン管テレビ製造販売業者等が購入して、国内外で販売していた(ただし、我が国国内におけるブラウン管テレビの販売については、公取委の法的判断の基礎とされていない。また、完成したブラウン管テレビを我が国ブラウン管テレビ製造販売業者等が購入していたことも、直接的には公取委の法適用を基礎づけていない)<sup>(2)</sup>。公取委は、本件合意が不当な取引制限(独禁2条6項)に該当し独禁法3条に違反するとして、排除措置命令・課徴金納付命令を行った。命令の名宛人の一部がこれを不服として審判請求を行ったが、公取委は独禁法の適用を肯定し、排除措置命令を取り消した上で、その余の請求を棄却した(違反宣言審決、これを「本件審決」と呼ぶ)<sup>(3)</sup>。これを不服として3件の審決取消訴訟が起こされた。これらに対する東京高裁の3判決はいずれも請求棄却したが、その理由づけはそれぞれ異なっていた(①東京高判平成28年1月29日・平成27年(行ケ)第37号〔サムスンSDIマレーシア〕判時2303号105頁審決集62巻419頁、②平成28年4月13日・平成27年(行ケ)第38号〔MT映像ディスプレイ等〕審決集63巻241頁、③平成28年4月22日・平成27年(行ケ)第36号〔サムスンSDI韓国〕審決集63巻265頁)。いずれの高裁判決に対しても上告受理申立て等が行われ、最高裁は①判決に対する上告受理申立てを受理して本判決を行った。他については、同日に、上告不受理決定

等が出されている。

## 【判旨】

### 上告棄却

抽象的一般論「独禁法は、国外で行われた行為についての適用の有無及び範囲に関する具体的な定めを置いていないが、同法……（1条）等に鑑みると、国外で合意されたカルテルであっても、それが我が国の自由競争経済秩序を侵害する場合には、同法の排除措置命令及び課徴金納付命令に関する規定の適用を認めていると解するのが相当である。」

具体的一般論「不当な取引制限の定義について定める独禁法2条6項にいう「一定の取引分野における競争を実質的に制限する」とは、当該取引に係る市場が有する競争機能を損なうことをいうものと解される（最高裁平成22年（行ヒ）第278号同24年2月20日第一小法廷判決・民集66巻2号796頁参照）。そうすると、本件のような価格カルテル（不当な取引制限）が国外で合意されたものであっても、当該カルテルが我が国に所在する者を取引の相手方とする競争を制限するものであるなど、価格カルテルにより競争機能が損なわれることとなる市場に我が国が含まれる場合には、当該カルテルは、我が国の自由競争経済秩序を侵害するものといえることができる。」

事案への当てはめ「（我が国テレビ製造販売業者は、ブラウン管テレビの製造販売業の主体として当該事業を統括・遂行していたものであり、その一環として、基幹部品であるブラウン管の購入先、購入価格、購入数量等の重要な取引条件を決定し、それを現地製造子会社等に指示し、本件ブラウン管を購入させていた。さらに、我が国テレビ製造販売業者は、本件ブラウン管の取引条件に関する本件交渉等を自ら直接行っており、本件合意は、そこで提示される価格を拘束するものであった。）本件の実実関係の下においては、本件ブラウン管を購入する取引は、我が国テレビ製造販売業者と現地製造子会社等が経済活動として一体となって行ったものと評価できるから、本件合意は、我が国に所在する我が国テレビ製造販売業者をも相手方とする取引に係る市場が有する競争機能を損なうものであったといえることができる。」

課徴金に係る判示「課徴金制度の趣旨及び法令の定めには照らせば、本件ブラウン管の引渡しが国外で行われていたとしても、その売上額が課徴金額の算定基礎となる当該商品の売上額に含まれないと解すべき理由はない。」「したがって、本件合意の対象である本件ブラウン管が現地製造子会社等に販売され日本国外で引

渡しがされたものであっても、その売上額は、独禁法7条の2第1項にいう当該商品の売上額に当たるものと解するのが相当である。」

【評釈】

国際事件に対する我が国独禁法の適用の是非が争われた、ブラウン管事件の最高裁判決である。他の法分野や海外からもその判断の行方が注目されていた。

本件においては、国外で形成された価格協定に関して、その対象となった本件ブラウン管につき、対価を支払って直接の引渡しを受け、これを用いて実際にブラウン管テレビを製造・販売した事業者は国外に所在するが、本件ブラウン管取引に係る価格交渉や購入条件といった主要な意思決定等を行った事業者は我が国に所在する場合に、我が国独禁法を適用して公取委が排除措置命令・課徴金納付命令を行いうるかが争われた<sup>(4)</sup>。本件審決及び原判決は、独禁法適用の是非につき、3条の問題として論じていたが、本判決は、「排除措置命令及び課徴金納付命令に関する規定の適用」と述べるなど、2条6項該当性の問題として論じている<sup>(5)</sup>。最高裁は、3判決のうち、①判決の上告受理申立てを受理して本判決を行った。これについては様々な推察が可能であるが<sup>(6)</sup>、①判決が依拠したものの多くの批判が寄せられた、「実行為」に基づく理由づけは、意図的に取らなかったとみてよいであろう<sup>(7)</sup>。

本判決は、本件事実関係を比較的詳細に総括した事例判決の形を取る<sup>(8)</sup>。ただ、判旨に挙げたような一定の一般論も示している。抽象的一般論は、我が国に弊害が及んだ場合に我が国独禁法を適用するとしており、事実上「効果理論」と同等の内容を確認したものといえよう<sup>(9)</sup>。重要なのは、これを説明した具体的一般論である。ここで本判決は、不当な取引制限の弊害要件の解釈として、本件のような国際的事案に対する独禁法適用の可否を論ずる姿勢を明確にする<sup>(10)</sup>。その第1文は、競争の実質的制限の解釈について、不当な取引制限に係る先例たる多摩談合最高裁判決を引用して、「当該取引に係る市場が有する競争機能を損なうことをいう」と述べ、これが本件事案への当てはめに至る理論の中核となっている。しかし、当該引用部分は、競争の実質的制限の解釈として長く重んじられてきた部分ではなく、むしろ多摩談合最高裁判決が当該事案に対応して付け加えた部分である<sup>(11)</sup>。すなわち、「競争自体が減少して、特定の事業者又は事業者集団がその意思で、ある程度自由に、価格、品質、数量、その他各般の条件を左右することによって、市場を支配することができる状態をもたらすこと」(東宝・ス

バル東京高裁判決昭和26・9・19, 東宝・新東宝東京高裁判決昭和28・12・7, 引用は後者による)といった判示が, 長年, 競争の実質的制限の解釈として重んじられ, これを多摩談合最高裁判決も談合事件に当てはめる形で確認していた。本判決は, この重要な判例部分を受け継がないまま本判示を行った。その理由として, 我が国ブラウン管テレビ製造販売業者が需要者側として主に意思決定に関わっていたことから, 意思決定過程の制限は, 競争機能に係る判示部分に馴染むと考えられたと推察できる。しかし, 競争の実質的制限の解釈は, 前掲先例の通り確立しているから, その意味における弊害が我が国市場に生じたと評価できるかが問われなければならない。

ところで, 競争の本質は取引機会獲得の努力であって, その努力は我が国ブラウン管テレビ製造販売業者に向けられていたのだから, 我が国の自由競争経済秩序を侵害している, とする考え方が, 公取委関係者から主張されている<sup>(12)</sup>。指摘される内容が競争の本質であるということに異論はないし, そのような努力が失われて, 需要者側が自由に取引交渉や選択を行えない状態が抽象的に問題であることにも賛同するが, 独禁法は, これを当該一定の取引分野における競争の実質的制限という弊害に具現化された形で把握すると定めている。独禁法2条6項の弊害要件たる競争の実質的制限と同法2条4項を併せ読めば, 供給を受ける需要者において弊害を把握するのが自然な解釈である。実際, 本件においても, 価格協定から離れて取引交渉する自由が制限された結果としての弊害は, 競争価格よりも引き上げられた対価という形で, 現地製造子会社等の下で実現している<sup>(13)(14)</sup>。

具体的一般論第2文は, 独禁法上の法律用語であって, 本件においてその解釈が争点となっていた「需要者」を用いるのを避け, その解釈論にも立ち入らず, 「取引の相手方」という言葉によって判示しているのが特徴的である。「取引の相手方」は, 直接・間接に取引を行った者もしくはそれに準じて評価される者と考えられるが, 本件への当てはめの態様からしてやや広めに解釈される余地が窺える。いずれにせよ, 直接・間接の取引関係を要しない「需要者」と完全に重なる用語ではない<sup>(15)</sup>。ただ, 「国外で合意された価格カルテルであっても」という前提条件下での判示であるために, 上記のような用語の問題はあまり顕在化しないかもしれない。たとえば, 対象商品が国外所在事業者を介して転々流通して我が国に入ってきた場合なども, 最終的な取引の相手方が我が国に所在するとして当

(210)

該判示に読み込みうるように思われる。このように、本判決は、独禁法の条文に登場しない「取引の相手方」を用いて判示したが、本件で制限される競争は、あくまでも同法2条4項1号の定義に基づく同一の需要者に対する供給競争である。そして、当該競争の場が市場であり、一定の取引分野たりうことは、判審決の認めるところである<sup>(16)</sup>。したがって、「取引の相手方」と需要者、ひいては法2条4項にいう競争との関係について、説明が待たれる。もっといえば、「取引の相手方」が需要者を包含する概念でなければ、不当な取引制限の弊害要件判断との間にズレが生じかねないことに注意が必要である<sup>(17)</sup>。

需要者概念について、先に挙げた公取委関係者の論文は、溶融メタル等購入談合事件<sup>(18)</sup>等を引き合いに出して、意思決定者も広く含む判断が積み重ねられていたと指摘する。しかし<sup>(19)</sup>、挙げられている事例は全て、需要者・供給者が違反者である場合に関するものである。法2条6項の条文上、違反者は「事業者」性が要求されるのみで、需要者・供給者であることは必要でないし、違反者側について意思決定を行う者まで対象とするのは、当然である。本件は、違反行為によって競争の実質的制限という弊害を被る側を問題にしているのであるから、同じ議論は当てはまらない<sup>(20)</sup>。

「など」とあるように、「我が国に所在する者を取引の相手方とする競争を制限する」場合は例示にとどまるが、その外縁は明らかでない。ただ、本件事案との関係では、この例示部分を参照すれば十分だから、これに続く一般的判示の外縁についてここで論ずることは困難である。すなわち、「競争機能が損なわれることとなる市場に我が国が含まれる場合」というのはかなり広い判示にもみえ、本件を離れてどこまでの状況を想定しているかは必ずしも明らかでない。ただ、この判示が、我が国のみならず他国にも取引の相手方が所在する場合に、両者を含む形で市場全体を日本独禁法の適用対象とすることを理論的に排除できない点に注意する必要がある。本判決の判示が上記のような他国の保護法益を取り込む形で解釈、展開されていくとすれば、これまでの公取委の運用を越えるものであり、妥当でないであろう<sup>(21)</sup>。なお、この判示部分は、全体として、本件審判における審査官の主張に与しているようにみえる。

事案への当てはめにおいて、最高裁は、我が国テレビ製造販売業者と現地製造子会社等が経済活動として一体となって行ったものと評価できることを理由として、「我が国に所在する我が国テレビ製造販売業者をも相手方とする取引に係る

市場が有する競争機能を損なうものであった」と結論づけた。本件審決等は、「一定の取引分野における競争が我が国に所在する需要者をめぐって行われる」としていたが、本判決は、より直接的に我が国テレビ製造販売業者を取引の相手方とする市場であることを根拠としている。一方で、前述のとおり、「取引の相手方」と法2条4項に基づく本件競争や本件市場の構成要素との関係は、ここでも必ずしも明らかでない。我が国テレビ製造業者を取引の相手方と評価する理由となっている経済活動の一体性の内容としては、資本関係又は緊密な業務提携関係に基づく我が国テレビ製造販売業者によるブラウン管テレビ製造販売事業全体の統括・遂行、本件ブラウン管の主要な取引条件の決定・指示、取引条件に係る直接の交渉等が指摘されているが、全体として我が国テレビ製造販売業者が本件ブラウン管取引の重要部分について意思決定を行っていたところが評価の主要事実になっているといえよう<sup>(22)</sup>。もっとも、事例判決である本判決は本件の事実関係として多くの点を挙げているから、将来類似の事案が出てきた場合に、本判決を先例として、主要な意思決定の所在という観点からのみに基づいて経済活動の一体性を認めることができるかは不明である<sup>(23)</sup>。すなわち、本判決の射程は、本件事案に即した非常に狭いものとされる可能性がある。

それでもすでに、本判決を意識したとみられる後続事例が現れている。HDD用サスペンションに係る価格協定に対する排除措置命令<sup>(24)</sup>は、需要者側である東芝が、自社のHDDに用いるサスペンションの仕様を定め、供給者側と直接交渉を行って、調達価格を決定していたとするが、その指示を受けて当該サスペンションを購入してHGAを製造した（当該HGAを東芝が購入）SAEの所在地、もしくはサスペンションの供給地への言及はない（命令書4頁）。

ところで原告人は、独禁法7条の2第1項の「売上額」には、国外で引渡しがされた商品役務の売上額を含まないと主張していた。これに対して本判決は、課徴金に係る判示において、課徴金制度の趣旨及び法令の定めにも照らせば、そのような限定解釈を行う理由はない、と否定している。本件への我が国独禁法の適用が認められ、同法2条6項該当性が肯定されれば、国外で引渡しがされたものであっても全て課徴金の算定基礎になるとするのは、同法7条の2第1項の文言からして素直な読み方であるように思われる<sup>(25)</sup>。そして、本判決が条文の文理に忠実な形で限定解釈を否定する立場を示したとすれば、前述のように我が国のみならず他国にも取引の相手方が所在する場合に、両者を含む形での市場全体を日

(212)

本独禁法の適用対象としてしまうと、外国所在供給者と外国所在需要者との間で取引された国外での売上額をも課徴金対象とするという危険性を孕むことに留意しておく必要がある。

本件排除措置命令・課徴金納付命令、本件審決、3東京高裁判決に対する評釈において既に指摘されているように、本件公取委の法適用を是認することは、我が国独禁法の適用について比較法的にみても異例に広い立法管轄権を認めるものであり<sup>(26)</sup>、二重処罰に類するような複数国の競争法の重複適用を招きやすく<sup>(27)</sup>、他国競争法で同様の法適用が行われても我が国は反論できなくなる<sup>(28)</sup>。最高裁がそのような公取委の法適用を比較的簡単に認めたようにみえることに違和感を覚える。

(滝澤 紗矢子)

- (1) したがって、「我が国ブラウン管テレビ製造販売業者」は、自ら製造していないとみることができ、これが本件の争点とも密接に関係することから、こうした用語自体を批判する指摘もある。白石・後掲評釈5頁。
- (2) この点について、白石・後掲評釈15頁、白石忠志『独禁法事例集』（有斐閣、平成29年）569頁。したがって、土田・後掲評釈63頁が指摘する理論的可能性は、公取委の法律構成を基礎づけていない。
- (3) 平成27年5月22日審決集62巻27頁〔MT映像ディスプレイ等〕、同61頁〔サムスンSDI韓国〕、同87頁〔サムスンSDIマレーシア〕。
- (4) 本判決自体は、課徴金納付命令（平成22年2月12日・平成22年（納）第23号）に係る本件審決を対象としている。
- (5) この点につき、白石・後掲評釈7頁、白石『独禁法事例集』571頁。
- (6) この点につき、白石・後掲評釈6頁は、課徴金に係る判示も行いうるか否かという観点から推論を行っている。ただ、本判決において当該判示は相対的に重要とは言えない。
- (7) この点につき、白石・後掲評釈15-16頁。
- (8) この点は、裁判所web上の裁判要旨からも明らかである。ただし、事例判決であることをどこまで重くみるかは、書き手の意図から離れて、最終的には解釈の問題である。
- (9) 白石・後掲評釈8頁、齊藤・後掲評釈3頁、土田・後掲評釈63-64頁、若林・後掲評釈104頁。
- (10) この点につき、長澤・後掲評釈168頁。村上・後掲NBL評釈21頁は、これをもって効果主義・立法管轄権に係る議論を不要とするものと述べるが、実体的違反要件の中でこれと同等の内容を判断するのだとすれば、不要ということにはならないように思わ

れる。この点、②高裁判決は、「効果理論」の採用を明確に否定する判示を行っていたが、最高裁は、下級審で争点となったために、この用語の使用を避けたとみるのが穏当だろう。

- (11) これは、多摩談合最高裁判決調査官解説からも読み取れる。最高裁判所判例解説民事篇平成24年度(上)200-201頁。
- (12) 田辺・後掲39-40頁。
- (13) 長澤・後掲評釈170-171頁同旨。本件合意は交渉内容である対価に直接関わっていたが、数量制限協定等は自由な契約交渉に何ら支障をもたらさないものであって、意思決定過程の自由と競争の実質的制限とを同視すべきでないことも指摘されている。
- (14) 田辺・後掲44頁に関して、原判決を評釈した拙稿は(法学80巻2号175頁)、本件においてこのような弊害が我が国ブラウン管テレビ製造販売業者に生じたことの立証がないことを主張しようとして、損害の帰属という言葉を用いたが(180-181頁)、少なくとも拙稿は、損害の帰属先こそが需要者だという主張を行ったつもりはない。
- (15) 白石・後掲評釈10頁、若林・後掲評釈105頁。
- (16) そのような判示を行った判審決は枚挙にいとまがないが、代表例として、最判平成22年12月17日・平成21年(行ヒ)第348号〔NTT東日本〕民集64巻8号2067頁。
- (17) この点につき、白石・後掲評釈10頁。
- (18) 公取委命令平成20年10月17日。
- (19) 田辺・後掲40-41頁。
- (20) 白石『独禁法事例集』580-581頁。
- (21) 一方で、企業結合規制においても、世界市場や東南アジア市場が画定されるようになっており、そのように狭く解する必要はないという批判が考えられる。しかし、そのような市場も我が国所在需要者への影響を念頭に置いて、限られた場合に限って慎重に画定されているところに注意する必要がある。さらには、事前規制を行う企業結合規制以外の場面でそのような市場画定がほとんど行われておらず、むしろマリンホース事件排除措置命令(平成20年2月20日・平成20年(措)第2号審決集54巻512頁)や本件排除措置命令のように、特に独禁法の存在感が増した昨今は、我が国所在需要者に着目し、これを基点として市場画定が行われる傾向にある点を見過ごしてはならない。そして、我が国独禁法の条文の下では、後述のように、市場の広狭が課徴金の議論に直結することに注意する必要もある。なお、村上・後掲NBL評釈24-25頁は、この判示を自国所在需要者説の否定、需要者概念使用の否定として論ずるが、本判決からそこまで読み取ることはできないし、需要者は、独禁法2条4項により競争の構成要素であるから、究極的に当該概念を全く用いずに弊害要件を論ずることは不可能だと思われる。
- (22) 裁判所 web 上の裁判要旨は、事実関係を3点にまとめている。詳しくは、長澤・後掲評釈172-173頁、供給者側の予見可能性低下を指摘するものとして、白石・後掲評釈13頁。
- (23) 白石・後掲評釈13頁。

(214)

- (24) 公取委命令平成 30 年 2 月 9 日・平成 30 年（措）第 5 号
- (25) 白石・後掲評釈 14 頁，長澤・後掲評釈 174 頁同旨。
- (26) 白石『独禁法事例集』582-584 頁。村上・後掲 NBL 評釈 22-24 頁は、「最高裁判決は，独占禁止法の域外適用に関するルールについて競争法の域外適用に関する国際ルールとほぼ同等のものとした」というが，本件のような事例について，アメリカ法下でも EU 法下でも自国の競争法の適用を認めた例はなく，今後も簡単に認めるとは考えがたいから，どの部分を評して国際ルールと同等と述べているか不明である。
- (27) 土田・後掲評釈 65 頁。
- (28) 白石『独禁法事例集』578-579 頁。

\* 本判決評釈として，以下のものがある。

- ・ 齊藤高広・新・判例解説 Watch 経済法 No. 57（2018 年 4 月 27 日掲 1 頁）
- ・ 白石忠志・NBL1117 号 4 頁
- ・ 滝澤紗矢子・ジュリスト 1516 号 6 頁
- ・ 田辺治・商事法務 2166 号 35 頁
- ・ 土田和博・公正取引 809 号 59 頁
- ・ 長澤哲也・論究ジュリスト 25 号（2018 年春号）166 頁
- ・ 村上政博・NBL1116 号 20 頁，国際商事法務 46 巻 2 号 150 頁
- ・ 若林亜理沙・ジュリスト 1519 号 102 頁